

御所市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月20日

御所市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

御所市においては個々の圃場は小規模であり、また多くの圃場が斜面に位置すること、また各世帯が保有する農地面積も小さく、圃場も分散していることが多いことから農地の利用集積による集約経営が困難な状況にある。また、後継者の多くが市外に転出し、担い手の高齢化による担い手の減少が著しい中、遊休農地の発生が見られる。

このような状況の中、遊休農地の発生防止・解消に努めていくためには担い手の育成、掘り起しおよび農地の流動化による担い手への農地集積の推進が急務ではあるが、そのためには農地中間管理事業の活用などによる取り組みを行う必要がある。

以上の状況を踏まえ、地域の実情に応じた活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、御所市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する奈良県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する御所市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標 毎年度1ha

御所市の現在の農地の状況（令和4年4月1日現在）

管内の農地面積 1,000ha 遊休農地面積 82ha 遊休農地率 8.2%

〔目標設定の考え方〕

御所市の遊休農地はその多くが山間地にある半原野化したものであり、その所在・状況を確認し非農地判断により非農地とする必要がある。

また、担い手の高齢化と後継者の不足により増えつつある耕作管理を行えないまま遊休農地となる可能性のある農地については、その発生防止および解消を進めることで良好な営農環境の維持に努める必要がある。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。また、休耕農地の所有者の意向を受けて中間管理機構と連携をとり農地の有効利用を図る。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標 30ha

現状（令和4年4月1日現在）

農地面積 1,000ha 集積面積 42ha 集積面積の割合 4.2%

〔目標設定の考え方〕

認定農業者は軟弱野菜、施設園芸、畜産等が営農品目となっており、営農面積の規模拡大を求めるのは難しいことから毎年4ha程度の集積の達成を目指したい。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、JA等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する複元可

能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地についての状況を把握し、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域における農地の利用状況を踏まえ、農地の利用調整を進め、利用権設定による農地利用の流動化を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については公示手続きを経てからの県知事の裁定による利用権設定ができる制度を活用する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

- 担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 毎年1経営体

〔目標設定の考え方〕

市内の新規参入者は毎年2～3経営体あるが、ほとんどが自家営農者であるが、今後とも担い手となるうる農業者の新規参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携について
 - 認定制度を利用した新規就農希望者への地域での農地の集積について協力する。また、県や農業会議、農地中間管理機構等と連携し、市内における新規参入希望者に対し情報提供を行う。
- ② 農業委員会のフォローアップ活動について
 - 農業者のための説明会やイベント等に積極的に参加することで情報収集に努め、新規就農者の受け入れ支援や、フォローアップ体制の整備に努める。また、農業委員会は、新規参入者の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

御所市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、御所市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力